

静岡県労政会館指定管理業務等の評価について

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

1 趣旨

- (1) 静岡県労政会館は、会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

評価対象を含む指定管理期間（第5期）：令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

<施設の概要>

名称	沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館
所在地	沼津市高島本町1-3	静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館内	浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館内
施設内容	ホール、会議室4、 日本間	ホール、会議室8、日本間	会議室5
指定管理者	静岡県労働福祉事業協会グループ（静岡市葵区）		

- (2) 指定管理者による管理運営業務等が、利用者サービスの向上と管理経費の縮減という指定管理者制度の目的を達成しているか、また、公の施設として条例に掲げる設置目的の達成に貢献しているか等について多面的に評価するため、有識者及び施設利用者代表者で構成する「静岡県労政会館指定管理者評価委員会」を設置しています。

<評価委員会委員> 任期：令和4年6月1日から令和7年5月31日（3年間）

区分	氏名（敬称略）	所属・役職
有識者	田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
	増田 徳好	（一社）静岡県中小企業診断士協会顧問
施設利用者 代表者	福田 和明	静岡県労働金庫執行役員兼総務人事部長
	清家 宏造	（公社）静岡県労働基準協会連合会常務理事
	永友 秀和	建設業労働災害防止協会静岡県支部事務局長

2 評価委員会の実施

今回の評価対象を含む指定期間中に、次のとおり実施しています。

日時	令和4年7月29日 14:00～16:30	
場所	静岡労政会館 展示室	
評価対象期間	令和3年度	
指定管理者自己評価	別添	
委員 評価	コメント	別添
	採点	評価得点 16.0 点 総合評価「良」

3 評価の手順

(1) 評価委員会による評価は、以下の手順で行います。

順序	項目	内容
1	県からの報告	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理の概要、業務内容等について 指定管理者から提出された報告書等の内容
2	指定管理者による報告・質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> 評価票による自己評価及び管理運営状況の報告 委員によるヒアリング
3	意見交換及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 委員間で意見交換 評価票による評価（コメント及び採点）
4	評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 県に対する評価結果の伝達

(2) 評価票による評価は以下により行います。

① 評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点
基本的事項	設置目的に沿った運営が行われているか。
	公の施設として適切な運営が行われているか。
経営状況	健全な運営及び適切な予算執行が行われているか。
	利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか。
管理運営状況	適切な人員体制を整えた運営が行われているか。
	施設や設備が適切に管理されているか。
サービス向上・利用増進	利用者の利便性向上及び利用増進に向け、利用者アンケートや利用状況の分析を踏まえた適切な取組や広報 PR を行っているか。
	個人情報の取扱い及び利用者とのトラブル対策は適切か。
まとめ	指定管理者の自己評価、評価委員会の評価結果を踏まえ、県がコメントを付記します。（※平成 23 年度から実施）

② 項目ごとの評価（採点）の基準

評価区分	評価の内容
◎（3点）	大変評価できる
○（2点）	評価できる
△（1点）	努力を要する
×（0点）	改善を要する

③ 評価の基準

評価区分	個別評価	総合評価	評価の内容
優	2.5 点以上	20.0 点以上	大変評価できる
良	2.0 点以上 2.5 点未満	16.0 点以上 20.0 点未満	評価できる
可	1.5 点以上 2.0 点未満	12.0 点以上 16.0 点未満	努力を要する
要改善	1.5 点未満	12.0 点未満	改善を要する

(注) 採点は、評価委員のみが行います。（※個別評価は令和元年度から実施）

静岡県労政会館指定管理者評価票(集計用)

指定管理者名(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点	評価
基本的事項	設置目的に沿った運営が行われているか	2	3	1	2	1	1.8	可
	公の施設として適切な運営が行われているか	3	2	2	0	2	1.8	可
経営状況	健全な運営及び適切な予算執行が行われているか	2	2	2	2	1	1.8	可
	利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか	2	3	2	2	1	2.0	良
管理運営状況	適切な人員体制を整えた運営が行われているか	2	2	2	3	2	2.2	良
	施設や設備が適切に管理されているか	3	3	1	3	2	2.4	良
サービス向上・利用増進	利用者の利便性向上及び利用増進に向け、利用者アンケートや利用状況の分析を踏まえた適切な取組や広報PRを行っているか	2	2	1	2	1	1.6	可
	個人情報の取扱い及び利用者とのトラブル対策は適切か	2	3	2	3	2	2.4	良
合計(総合評価)		18.0	20.0	13.0	17.0	12.0	16.0	良

評価	個別評価	総合評価	摘要
優	2.5点以上	20.0点以上	大変評価できる
良	2.0点以上 2.5点未満	16.0点以上 20.0点未満	評価できる
可	1.5点以上 2.0点未満	12.0点以上 16.0点未満	努力を要する
要改善	1.5点未満	12.0点未満	改善を要する
最高点	3点	24点	

※平均点は、小数第一位まで算出する。

静岡県労政会館指定管理者評価票

指定管理者(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目	指定管理者自己評価	評価委員のコメント(良好な点又は改善を要する点)	
		指定管理者に対するコメント	県に対するコメント
基本的事項	<p>設置目的に沿った運営が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係者だけでなく、一般の企業・団体が取り組む労働者福祉の増進につながる事業については、管理運営要領第3条の適用により料金や事前予約時期が労働関係団体と同様な取り扱いができることをホームページ等で積極的に情報発信している。ホームページには要領の適用方法を具体的にわかりやすく案内し、静岡労政会館では令和4年度は6月までの新規登録者数が令和3年度の年間実績を上回っている。 ・施設を利用するにあたっては、新規利用者には事前に細かく施設案内を行い、利用しやすい対応を心掛けている。 ・施設見学については事前の予約を受け、出来るだけ職員による説明を行い、利用しやすい環境を整えている。 ・ズームなどのネットを利用する場合など特別な施設の利用については、事前施設見学日を設け、WEB関係に精通した担当者がWEB会議の対応に関し相談にのるなど、きめ細かい対応を心掛けている。 ・労政会館の設置目的を踏まえ「生涯学習」「文化継承」「多文化共生」などの多様な視点から、自主事業や共催事業として、労働者の資質や業務対応の向上に資するように「お仕事帰りの朗読講座」「スマホ講座」「美文字講座」「デジタルカメラ講座」「美自ん文字講座」「消しゴムはんこ講座」「美活講座」を実施した。 ・無料労働相談を実施し、労働者の権利保護や適正な労使関係が構築されるよう支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係者の利用率向上が課題である。 	<p>意見なし。</p>
	<p>公の施設として適切な運営が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネージャーや各館長が、毎月、県条例や管理運営要領の具体的な運用内容を研修するとともに、労働雇用政策課職員による職員対象の研修会において、県条例に基づく労政会館の適正な管理運営について説明した。 ・様々な手続きを行う際、必ず複数でチェックし、業務対応に漏れないようチェックシートを作成して対応している。また、毎日、日報を作成し、担当者同士の申し送りを行い、その日にあった問題点や課題を共有できるようにしている。問題点等への対応は館長が的確な指示をしている。 ・フードバンクふじのくに活動へ協賛し、募金箱を設置した。 ・障害福祉事業所から定期的にトイレットペーパーを購入した。 ・新型コロナウイルスワクチンの職域接種の際に、医療従事者の駐車場使用に協力した。 ・沼津市内一斉クリーン週間における公園清掃活動、安倍川流木クリーンまつりにおける河川清掃活動、浜松市主催の海岸清掃活動に参加し、地域の環境保全に協力するとともに、毎月1回、入居団体等と協力して会館周辺の清掃活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の法令等に基づき適切な運営が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間の拡大(AM8時～AM9時の1時間)の実現に努めてほしい。

静岡県労政会館指定管理者評価票

指定管理者(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目	指定管理者自己評価	評価委員のコメント(良好な点又は改善を要する点)		
		指定管理者に対するコメント	県に対するコメント	
経営状況	健全な運営及び適切な予算執行が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> 設備については、定期点検と日常点検を実施し、早めの修繕等必要な対応を行うことにより、経費の縮減に努めている。 消耗品等の購入にあたっては、必要となる消費量を見込み、計画的に一定量をまとめて購入している。 施設利用料以外に、自動販売機設置、弁当・ペットボトル茶販売を行い、積極的な収入確保に努めている。 利用状況に応じて空調機器のデマンド設定運転や電灯の消灯をこまめに実施し、省エネルギーに努めている。 両面印刷など事務用品の節約に心掛けるとともに、郵送書類を出来るだけまとめて送付するなど、常に経費節減に努めている。 コロナ禍で訪問が難しい中、利用率向上のため、企業の総務担当者が参加する講座などを選んで、利用団体などを通じて利用促進のチラシを配布したり、訪問が可能な企業、団体へは訪問して説明も行っている。 ホームページやフェイスブックなどには、利用促進のためのチラシや利用方法などを説明するマニュアルなどを掲載している。 ネットを活用してズームなどを利用する場合には、利用方法の相談にも応じ利用促進に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響があるため減収はやむを得ないが、コロナ禍の影響が弱まった令和4年以降に真価が問われることを意識して、引き続き収支改善に取り組んでもらいたい。 利用収入の増加による経営収支の改善が課題である。 	意見なし。
	利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いたため、労政会館の周知、会議室の利用促進を図るべく、多くの会員や傘下企業を抱える団体や企業を個別訪問し、チラシの配布などを要請した。また、新規の利用者を開拓するため、労政会館を利用したことがない団体や企業を訪問し、各会館の特性や利便性について説明するとともに、利用促進を要請した。 労政会館だより、各種自主事業の案内チラシなどを、随時、労働関係団体、企業及び公共施設等に配布するとともに、データを提供してネットによる配信も依頼した。 ホームページに管理運営要領第3条に基づく申請方法を具体的に記載し、申請フォーマットとあわせて記載例を掲示し、より申請しやすい環境を整えた。 企業を会員とする団体に、各企業へチラシを配布するとともに、データを提供してネットによる配信も依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の確保に向けて各種の取組に努めている点は評価できるが、まだ十分に実績が上がっていないため取組別の有効性を分析した上で引き続き努力してほしい。 利用拡大のための広報活動の強化が課題である。 	意見なし。

静岡県労政会館指定管理者評価票

指定管理者(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目	指定管理者自己評価	評価委員のコメント(良好な点又は改善を要する点)	
		指定管理者に対するコメント	県に対するコメント
適切な人員体制を整えた運営が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービスの低下を招かないよう、効率的な人員配置により業務運営を行っている。 ・日々の運営の中で複数職員によるチェック体制を構築し、様々な申請などにも正確かつ迅速に対応できるよう、日々OJTによる職務研修を行っている。 ・課題や問題点の情報の共有化のため、日報を作成し、問題点の把握に努めるとともに、課題について館長、エリアマネージャーが的確に指示を出すシステムを構築している。 ・管理については、共同事業者である静岡ビル保善(株)と毎週、定期的に連絡会を開催し、情報共有に努めるとともに、事前に設備の問題点を把握し、予防的な修繕に努めている。 	意見なし。	意見なし。
管理運営状況 施設や設備が適切に管理されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートによる要望が多かった新型コロナウイルス感染症対策用の演台用飛散防止アクリル板を設置するとともに、県が発信している新型コロナに関する情報を、日々チェックしてデジタルサイネージに表示し、利用者に提供した。 ・地震発生等を想定した防災訓練を年2回実施し、それぞれの役割分担を明確に理解し、それぞれ具体的な対応を実践できるような実践的訓練を実施した。また、自家発電機を使用したエレベーターの運転訓練も併せて実施した。さらに、静岡県地震防災センターの地震防災アドバイザーによる地震講話を実施し、静岡県の置かれている環境を理解し、家庭での対応を含めて危機意識の向上に努めた。 ・警備会社に通報する非常時ボタンの使用について、警備会社と連携して緊急時対応訓練を実施した。 ・利用者に安全、安心、快適な環境を提供できるよう、電気工作物等の点検や空気環境測定を実施するとともに、会議室・トイレ等の日常清掃、椅子や机の破損のチェックを実施した。 ・専門的な知識を有する設備員が毎日、館内を定期的に巡視し、日常点検の結果に基づき、必要な修繕を実施した。 ・定期点検についても点検結果の問題点をグループ全体でとらえ、毎月、点検結果の検証及び対応方法を決定し、状況に応じ県と情報共有するとともに、県の判断を求め、利用者の利便性を損なわないよう対応している。 ・駐車場利用者の安全確保のため、路面の凹凸を是正する補修等を実施した。また、駐車場の区画ラインとナンバーの再塗装を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性や要望に基づき施設の改善に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策を講じること。

静岡県労政会館指定管理者評価票

指定管理者(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目	指定管理者自己評価	評価委員のコメント(良好な点又は改善を要する点)	
		指定管理者に対するコメント	県に対するコメント
サービス向上・利用増進 利用者の利便性向上及び利用増進に向け、利用者アンケートや利用状況の分析を踏まえた適切な取組や広報PRを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を対象にアンケート調査等を実施し、要望・意見に基づき、改善を図った。特に長年、多くの要望を受けていたトイレの洋式化やウォシュレット化・非接触型照明への切り替え等の改修工事を実施した。 ・利便性向上のため、複合施設であることが理解できるように建物前に案内看板を設置した。 ・新型コロナウイルス感染対策として要望のあった演台用飛散防止アクリル板を会議室等に設置した。 ・利用促進のため、旬な情報を提供する労政会館だよりを発行するとともに、会議室の案内チラシを労働関係団体、企業及び各業界団体に配布し、利用にあたっての優遇措置などの情報提供を行い、利便性の向上を図った。 ・労政会館のスタッフジャンパーを作成し、着用して館内を巡回することで、利用者から気軽に具体的な意見や要望を聴取し、迅速で丁寧な対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等に取り組んでいる点は評価できる。一方で、全般的に新しい発想に基づく取組があまり見られないので利用者の利便性の向上を図るため従来のやり方に捕らわれないようにしてほしい。 ・利用率拡大のための広報活動強化が課題である。 	意見なし。
サービス向上・利用増進 個人情報の取扱い及び利用者とのトラブル対策は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・各職員は、「個人情報および特定個人情報の取り扱いに関する誓約書」に基づき適切に業務を行っている。 ・利用者とのトラブル防止のため、日ごろから3労政会館の職員間でトラブル発生対策を決め、発生時の対応についても情報共有している。 ・緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網の活用等により発生後の迅速・的確な対応に心掛けている。 	意見なし。	意見なし。

県の評価

- (指定管理者に対する評価委員コメントのまとめ)
- ・コロナの影響によりやむを得ない面もあるが、今後も経営収支の改善に努めること。
 - ・利用者獲得のための広報活動に積極的に取り組むこと。
- (県に対する評価委員コメントのまとめ)
- ・利用者目線を意識して運営に取り組むこと。
 - ・老朽化対策を講じること。
- (まとめ)
- ・これらの指摘について指定管理者に伝え、今後の運営に生かしていく。